別表六（六）　試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除又は中小企業者等が試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除及び特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

試験研究費の総額に係る税額控除又は中小企業者等の試験研究費に係る税額控除

試験研究費の総額		1	円
同上のうち特別試験研究費以外の額		2	
(1)のうち試験研究費の総額に係る税額控除又は中小企業者等の試験研究費に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額		3	
控除対象試験研究費の額 (2)＋(3)		4	
試験研究費の総額に係る税額控除限度額の計算	平均売上金額 (別表六(八)「5」)	5	
	試験研究費割合 $\frac{(1)}{(5)}$	6	
	試験研究費の総額に係る税額控除割合の税額 (6)≧10％の場合	7	0.1
	(6)＜10％の場合 (6)×0.2＋$\frac{8}{100}$ (小数点以下3位未満切捨て)	8	
税額控除限度額 ((4)×(7))又は((4)×(8))		9	円
中小企業者等税額控除限度額 (4)×$\frac{12}{100}$		10	
調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「28」)		11	
当期税額基準額 (11)×$\frac{25}{100}$		12	
当期税額控除可能額 (((9)又は(10))と(12)のうち少ない金額)		13	
調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の①」)		14	
当期税額控除額 (13)－(14)		15	

特別試験研究費に係る税額控除

特別試験研究費の額 (28の計)		16	円
試験研究費の総額に係る税額控除又は中小企業者等の試験研究費に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額 (3)		17	
差引対象特別試験研究費の額 (16)－(17)		18	
同上のうち税額控除割合が30％である試験研究に係る特別試験研究費の額 ((18)と(29)のうち少ない金額)		19	
特別研究税額控除限度額 (19)×$\frac{30}{100}$＋((18)－(19))×$\frac{20}{100}$		20	
当期税額基準額 (11)×$\frac{5}{100}$		21	
当期税額控除可能額 ((20)と(21)のうち少ない金額)		22	
調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の②」)		23	
当期税額控除額 (22)－(23)		24	
法人税額の特別控除額 (15)＋(24)		25	

特別試験研究費の額の明細

措法第42条の4第3項各号の該当号	特別試験研究の内容	特別試験研究費の額
26	27	28
第1号・第2号		円
第1号・第2号		
第1号・第2号		
第1号・第2号		
第1号・第2号		
計		

同上のうち(26)が第1号である特別試験研究に係る特別試験研究費の額	29	

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）

別表六(六)を次のように改める。